

第3回糸魚川市犯罪被害者等支援推進計画策定委員会会議録

(令和4年度)

日	令和5年2月17日	時間	10:00～10:30	場所	市役所2階 201.202会議室
件名	次第 別紙資料のとおり				
出席者	【出席者】 7人 (以下敬称略) 池田正夫、齋藤伸一、山崎毅、若木直弘、渡辺康太、備酒貴也、小田島道子 【アドバイザー】 糸魚川警察署 太田和彦、内山浩 【事務局】 環境生活課 猪又課長、山岸係長、大矢主事				
	傍聴者定員	3人		傍聴者数	1人

会議要旨

- 1 開会 (10:00)
- 2 委員長あいさつ
- 3 協議事項

(1) 糸魚川市犯罪被害者等支援推進計画 (案) について

≪事務局説明≫

- ・第2回の委員会等が出された意見の計画への反映状況、パブリックコメント等の状況説明

【質疑・意見等】

(委員) パブリックコメントに対して、欺に関する質問が出ているが、詐欺に該当するかどうかという判断が難しい種類の犯罪だと感じていて、金銭トラブルは市民が多く抱えている事例で、これが刑法上犯罪行為に該当するのかそうではないのかという判断は、かなり難しい。質問された方はオレオレ詐欺や、高額献金要求などある程度犯罪に該当する前提とされていると思うが、被害に遭った時点と警察の捜査機関が犯罪と認識して、確実に犯罪に認定されるためには、刑事裁判で有罪判定が出なければ犯罪にならない。そのあたりで門戸を広く開くという回答であったので、市民の方が被害申告をされて窓口相談に来られた場合には、まずは相談を受け付けるという理解でよろしいか。今回の内容で犯罪被害者に対する施策では、給付金にはこのタイプにはあたらぬ可能性が高いと思われ、詐欺は馴染まないと思うが、それ以外の各種支援策については、犯罪に該当するのかわけず、困っている方がいたらできることも多々あると思う。そういった意味では認定を緩くしてそういったものも受け付けるという回答でよろしいか。

(事務局) 刑法で定められている犯罪の他に、オレオレ詐欺などというところもあるが、回答させていただいたところでは、ご自身が被害に遭ったというところで、精神的にダメージが大きいということで相談があれば拒まず、この計画に沿ったものではないかもしれないが、相談を受け付けて各課に該当する支援策に回していくというふうな形で考えてい

る。

(委員長) 今の話は市民厚生常任委員会での話か。

(事務局) 常任委員会と、糸魚川警察署被害者支援連絡協議会の中でも宗教団体からの献金被害という質問もあった。

(委員) パブリックコメントの件で、今回に限ったことではないが今までもいろいろなパブリックコメントを募集しているが、なかなか意見が出てこないのが現状。ネットからというところもあるが、モニタリングなどある程度の人にポイントを絞ってやってみてもよいのではないか。ただそれをやると計画策定委員会は何だということになってしまうので、そこが難しいところだが、今回に限ったことではなくパブリックコメントのやり方について庁内で検討してもらいたいことを要望する。

(委員) 今のパブリックコメントで、他の計画等ではコメントが出るケースはあるのか。

(事務局) 計画によっては意見が出るところと、全くでないところがある。市民の身近であるかないかというところもあるかもしれないが、出ている計画はある。

(委員) パブリックコメントのタイミングや期間というものはあるか。今回の計画は委員会を3回行い、最後の直前にパブリックコメントを実施しているが、段階的にやることは難しいか。

(事務局) 最終段階でパブリックコメントを募集している。

(委員) 計画が煮詰まってからでは逆に出不いかなというところがある。最初の段階、粗いほうが出やすいのではとないかと思う。ある程度議論をしてということを繰り返していくと、出尽くした感がもしあった場合には新規の方はなかなかコメントしにくいのではないか。最初の方にやったほうが出しやすさがあるのではないか。

(事務局) 基本的にはこの計画を策定するという委員会で規則や条例で決めていて、その中で皆さまから議論を出し尽くしていただくという手続きがある。煮詰まるということは計画が成熟してくるということになるので、ある程度8割、9割出来たもので議会や関係機関へ意見を伺うということが手続きとして大切なものと思っている。その中で他の方々にこの計画を作るということに対しての周知も含め、皆さまから意見をお聞かせいただくということになる。当然委員会の中で有識者や委員の皆さんからご意見を伺っているが、気づかなかった点や細かな点が出る可能性はあるので、そういったところは対応させていただきながら、最終的に出された意見も必ず反映するのかということになると、これは対応しないというところもお諮りしながら受けていくことになる。今のところ私どもはそういった流れで進めていくことになる。「子育て支援の複合施設基本計画」というものも出ているが、そういったものは皆さん関心があり、意見が出ているという情報はいただいている。周知はしているが関心がある計画かどうかというところが出てくる。そうはいつでも出したばかりのもので、市民は出たことを知っているのか、見てもらっているのかというところの根本的なところは、齋藤委員が言われているところもあり、そういったことも今後どういうふうに市民から知っていただいたり、意見が出しやすい雰囲気になるのかといところが今回の課題というふうに考えている。具体的にどうやればよいか考えはまだないが、庁内でこのご意見を共有していきたい。

(委員) この計画はここで皆さんから了承を得れば、議会の議決は必要なく令和5年4月1

日からのスタートか。

(事務局) そのとおり。

(委員長) これだけの計画でやっていくとなると、内部組織を変えるという話はないか。専門的な分野が出てくるが人的配置などはどうか。

(事務局) この計画をつくる段階で庁内委員会を立ち上げ、計画の支援施策の関連している関係課から集まってもらい進めていたが、この計画が策定される4月以降は、委員会ではないが、関係各課が集まり相談実績なども含め情報共有していきながら、支援策の見直しなども進めていきたい。

(委員) 今年の4月からこの計画がスタートし、計画の見直しのところで必要性がなければ見直しはしないという理解でよろしいか。この委員会自体は策定の委員会で、要綱を見てもこの計画が出来れば任期満了という委員会なので、必要に応じて見直しを行うというところはこういった判断となるか。定期的に直しの機会を設けてもよいのではないかという気もする。

(事務局) 本計画は5年間で、5年後は見直しを行うことになるが、途中見直しは社会情勢の変化等ということで、計画にそぐわないことが出てきたときには計画の見直しが必要となると思っている。県の防犯条例では犯罪被害者支援ということが入っていて、防犯をしているにも関わらず犯罪被害が起きてしまうという状況で、これではすくえないということで、犯罪被害者の支援条例ができたという経過がある。市の方でも防犯の計画にうまく犯罪被害者支援を組み入れることはできないか考えている。ただ防犯と被害者支援の計画が性質的にも違うので、継続的に考えていきたいと思っている。趣旨としては行政の計画の数が多くなっており、計画を作ることに力が入っている。できるか限りまとめられるものはまとめ、1本の計画の中で網羅できるものがベターだと思っている。防犯と犯罪被害者支援は過去の経過もあるので、そういったところは少し検討していかなければいけないと思っている。従って3年後に防犯の計画の見直しがあるのでその時の状況を踏まえ、1本にできるのであれば検討をしていきたい。

4 その他 なし

5 閉会(10:30)